



資料編

- 資料1 綾瀬市緑の基本計画中間見直しの経緯
- 資料2 綾瀬市緑の基本計画策定委員会 委員名簿
- 資料3 市民意識調査結果（クロス集計）
- 資料4 用語集

資料1 綾瀬市緑の基本計画中間見直しの経緯

経緯	検討内容
綾瀬市の緑と公園に関するアンケート	対象 市内在住の18歳～70歳代までの男女2,500人 (住民基本台帳から無作為抽出) 期間 平成31年1月28日～2月25日 回収 配布数2,500票のうち、有効回収数765票 (回収率30.6%)
第1回綾瀬市緑の基本計画策定委員会 令和元年7月26日	(1) 綾瀬市緑の基本計画の概要について (2) 中間見直しについて (3) 重点計画について
第2回綾瀬市緑の基本計画策定委員会 令和元年11月18日	(1) 第1回策定委員会の振り返り (2) 緑の現況について (3) 中間見直しの課題と対応方針について (4) その他
第3回綾瀬市緑の基本計画策定委員会 令和2年7月23日～8月7日(書面開催)	(1) 書面会議の主な内容について (2) 第2回策定委員会の主な意見と対応 (3) 第2、4、5章について
第4回綾瀬市緑の基本計画策定委員会 令和2年9月18日～9月30日(書面開催)	(1) 第4回策定委員会について (2) 第3回策定委員会の主な意見と対応 (3) 文章を中心とした計画(案)の確定について (4) 今後のスケジュール
綾瀬市緑の基本計画(中間見直し案)に関する 市民意見募集(パブリックコメント)の実施	募集期間 令和2年11月2日～12月2日 提出者数 1名 意見総数 6件
第5回綾瀬市緑の基本計画策定委員会 令和2年12月8日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 綾瀬市緑の基本計画(中間見直し)最終版(案) について (3) 答申(案)について



策定委員会の様子

綾瀬市緑の基本計画策定委員会への諮問

綾み第101号

令和元年7月26日

綾瀬市緑の基本計画策定委員会会長 殿

綾瀬市長 古塩 政由

綾瀬市緑の基本計画の見直しについて（諮問）

本市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成7年度に「綾瀬市緑の基本計画」を策定、その後緑の取り巻く環境の変化に対応するため、平成23年3月に改定を行い、施策を推進してきました。

同計画の計画期間は平成23年度から平成42年度（令和12年度）までの20年間としており、令和2年度に中間目標年次を迎えることから、引き続き現行の「綾瀬市緑の基本計画」を生かしつつ、今後の本市における緑の将来像とその実現に向けた施策の見直しを図るため、貴委員会の御意見を賜りたく諮問いたします。

綾瀬市緑の基本計画策定委員会の答申

令和2年12月8日

綾瀬市長 古塩 政由 殿

綾瀬市緑の基本計画策定委員会

会長 藤原 一 繪

綾瀬市緑の基本計画の見直しについて（答申）

令和元年7月26日付け綾み第101号をもって諮問のありました綾瀬市緑の基本計画の見直しにつきまして、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

（答申）

平成23年3月に策定された現行の綾瀬市緑の基本計画は、令和12年度（平成42年度）を目標年次として緑の将来像を定め、これまで様々な取り組みが行われてきました。

これまでの10年間における取組みでは、綾瀬スポーツ公園や神崎遺跡公園など新しい公園の整備が完了していますが、公園愛護会などの担い手不足や普及啓発活動の強化などが課題となっています。

また、供用開始から30年以上が経過した都市公園の再整備や都市に残された身近な自然の保全管理運営など、公園再整備計画や生物多様性に係る取り組みは重点的に推進し、目標年次に向けた更なる施策の展開が求められています。

本委員会といたしましては、綾瀬市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、別添計画書のとおり答申します。

今後本計画で定められた緑の将来像の実現に向け、積極的に取り組まれることを期待します。

資料2 綾瀬市緑の基本計画策定委員会委員名簿

任期：令和元年7月26日～委員会終了まで

番号	選出区分	氏名	選出団体名等	備考
1	学識経験者	ふじわら かすえ 藤原 一繪	横浜国立大学名誉教授 横浜市立大学特任教授理学博士	
2	学識経験者	おおつか ゆきお 大塚 幸男	農業委員会会長	R元.7.26 ～R2.7.19
		こしお さだお 古塩 貞夫	農業委員会会長	R2.7.20～ 任期満了に伴う 委員変更
3	学識経験者	きたむら ひとし 北村 均	造園業協会会長	
4	関係行政 機関の職員	やいた ちえこ 矢板 千英子	県政総合センター環境部長	R元.7.26 ～R2.3.31
		うちやま かずこ 内山 和子	県政総合センター環境部長	R2.4.1～ 人事異動に伴う 委員変更
5	関係行政 機関の職員	かさま じゅん 笠間 順	厚木土木事務所 東部センター所長	
6	関係団体	わたなべ えいいち 渡辺 英一	日本野鳥の会会員	
7	関係団体	すすき さだきみ 鈴木 定公	自治会長連絡協議会会長	
8	関係団体	なかむら ひろこ 中村 裕子	あやせ環境ネットワーク会長	R元.7.26 ～R2.4.23
		あさおか みちひさ 朝岡 道久	あやせ環境ネットワーク会長	R2.4.24～ 任期満了に伴う 委員変更
9	関係団体	はやし いさお 林 公	長峰の森管理委員会会長	
10	関係団体	やべ しょうこう 矢部 彰孝	小園公園愛護会会長	
11	市民	すすき まきこ 鈴木 牧子	市民公募	
12	市民	みやざき まい 宮崎 麻衣	市民公募	

資料3 市民意識調査結果【補足】(クロス集計)

- 市民意識調査の結果のうち、以下の2設問については、より詳細な市民意識を把握するために「年代別・地域別」にクロス集計を行いました。
- クロス集計は、調査で取得した以下の属性で行いました。

年代	: 20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代以上
地域別	: 綾北地域、寺尾地域、早園地域、綾西地域、中央地域、綾南地域

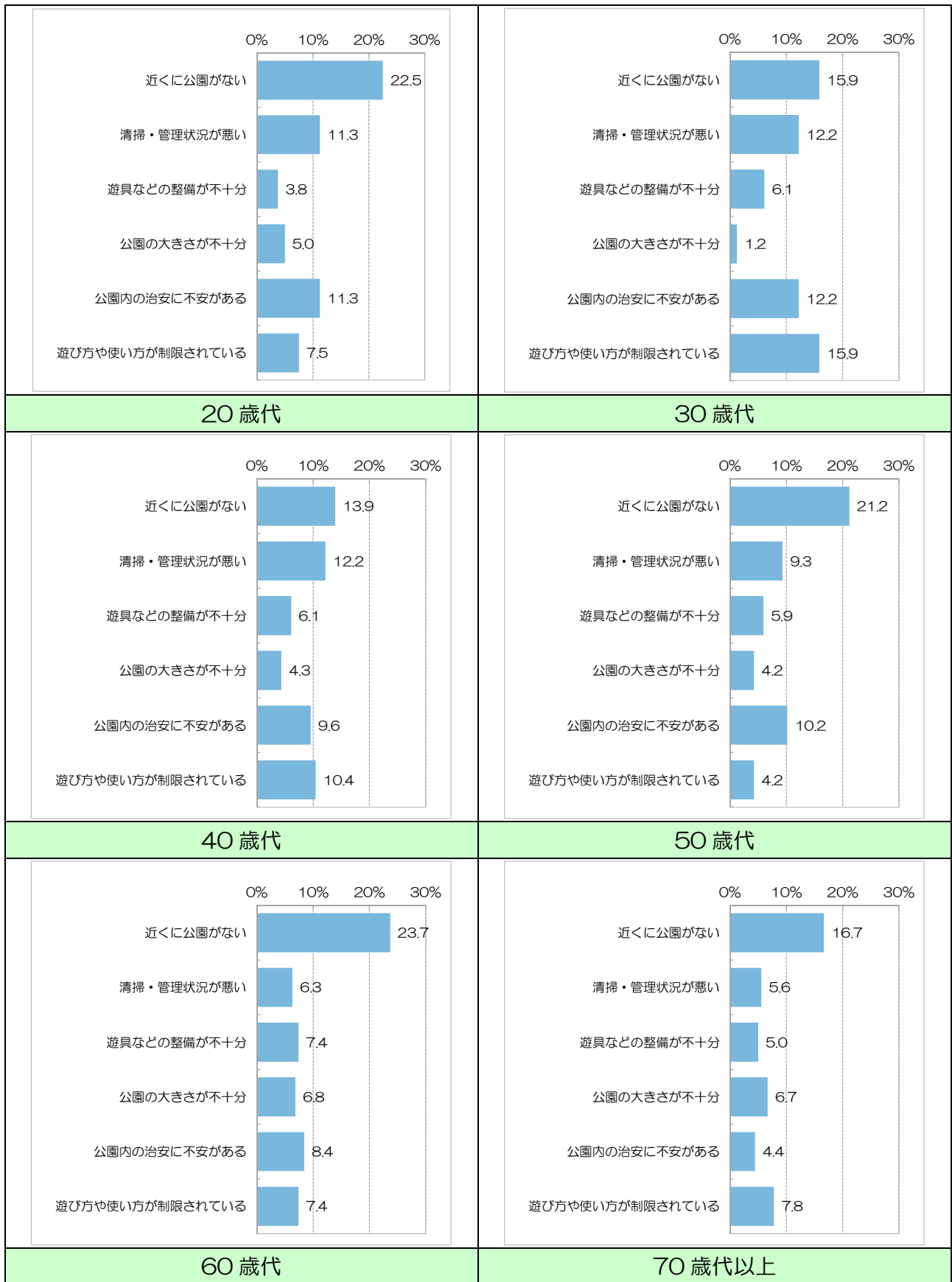
■公園の利用状況について(公園利用の不満について)(P38参照)

- クロス集計の結果、どの年代、どの地域においても「近くに公園がない」が最も多い結果でした。
- 特に、②の公園(家から近い比較的面積の小さな公園(街区公園))については、特に30歳代・40歳代において、「遊び方や使い方が制限されている」ことや「遊具などの整備が不十分」であることへの不満多い傾向が見られました。

■市内に増えるとよい公園について(P39参照)

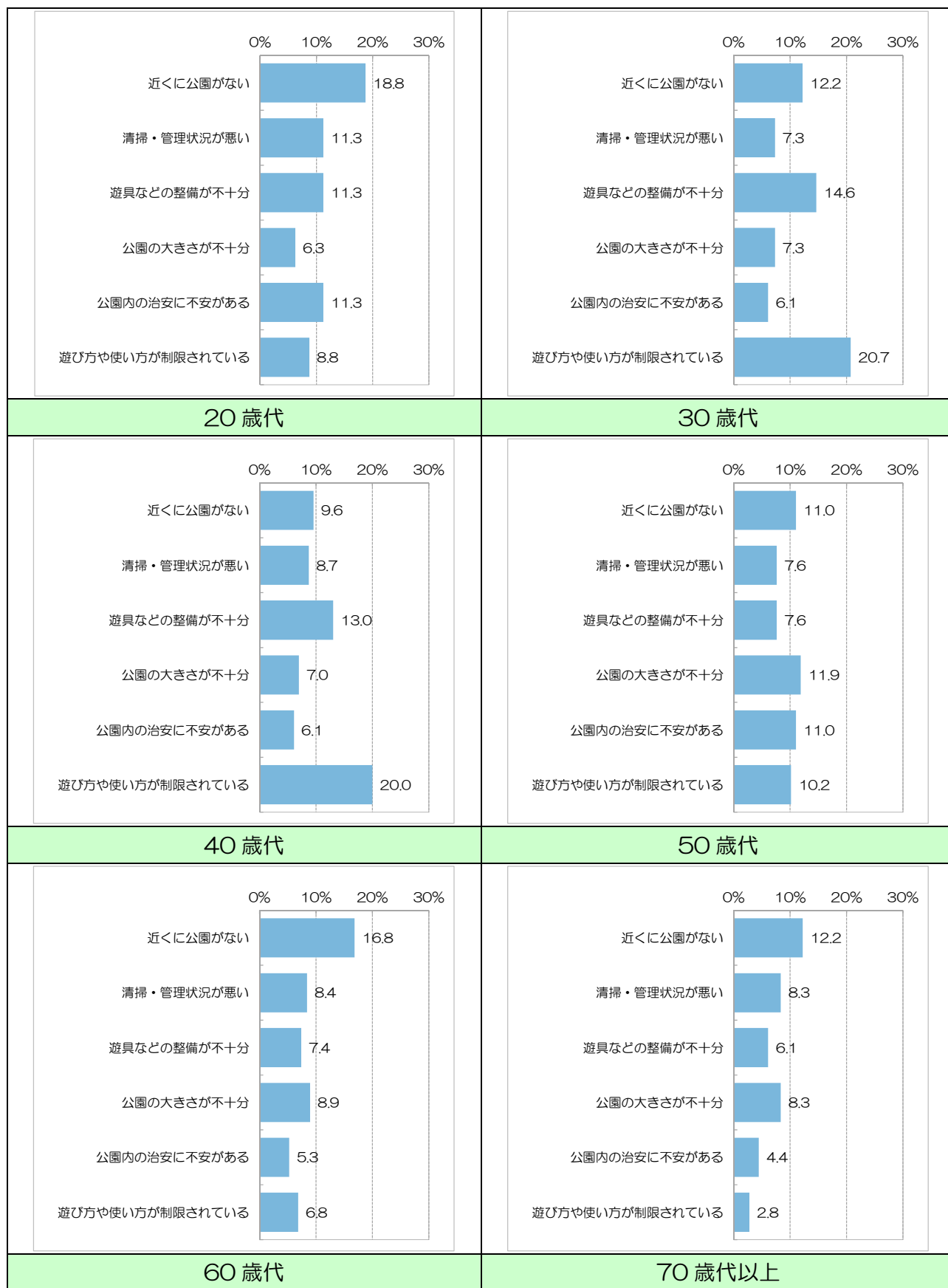
- 年齢別に解析すると、20歳代・30歳代では「幼児(未就学児)が安全に遊ぶことができる公園」の割合が最も高い一方、40歳代以降では、「芝生や木かげがあり、草花が広がり、安らぎを感じられる公園」の割合が最も高く、年代によって公園に求めているものが異なると考えられます。
- グラフ中の凡例は、それぞれ以下の公園を示します。

幼児向け	幼児(未就学児)が安全に遊ぶことができる公園
児童向け	児童(小学生まで)がのびのびと遊ぶことができる公園
ボール遊び	キャッチボールやパス練習などのボール遊びができる公園
健康づくり	ジョギングなどの健康づくりに利用することができる公園
花や緑、やすらぎ	芝生や木かげがあり、草花が広がり、やすらぎを感じられる公園
水辺や生き物、環境学習	水辺や生き物に触れ合うことができ、生涯学習や環境学習の場としても利用できる公園
防災の拠点	災害時に避難場所や消防・救援活動の拠点として利活用できる公園
コミュニケーション	地域の人々が集まって交流したり、様々な活動ができる公園



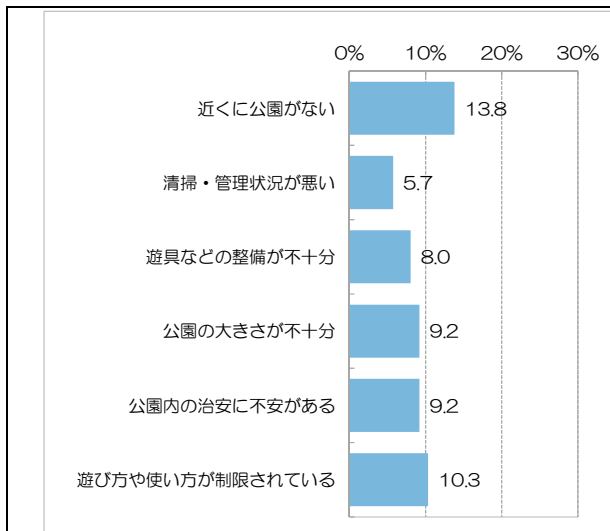
問 公園利用の不満について（追加）【①の公園：年代別クロス集計】

※「①の公園」：市を代表する比較的面積の広い公園(地区公園、近隣公園など)

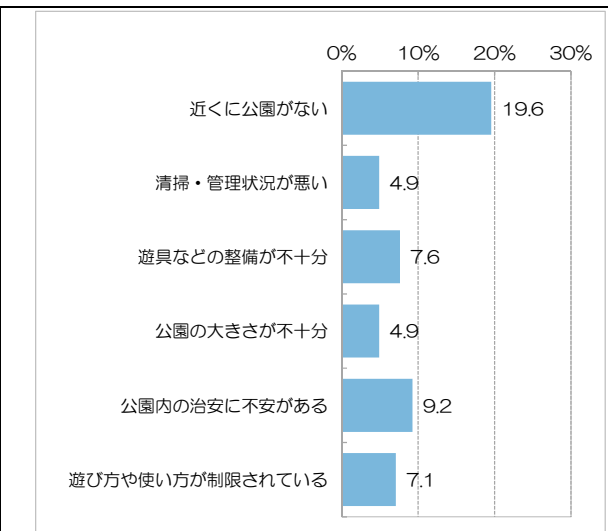


問 公園利用の不満について（追加）【②の公園：年代別クロス集計】

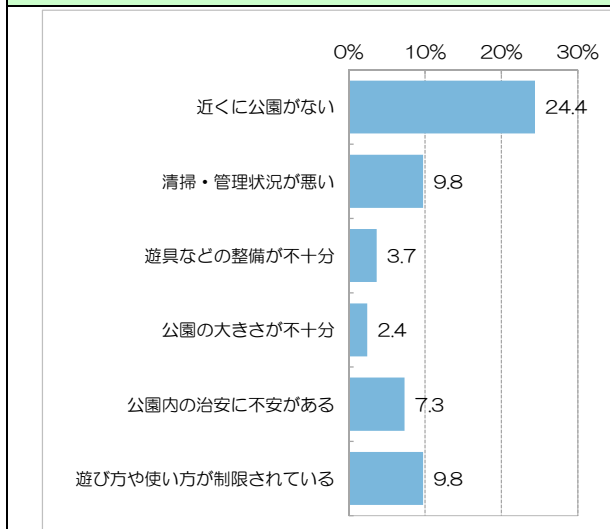
※「②の公園」：家から近い比較的面積の小さな公園(街区公園)



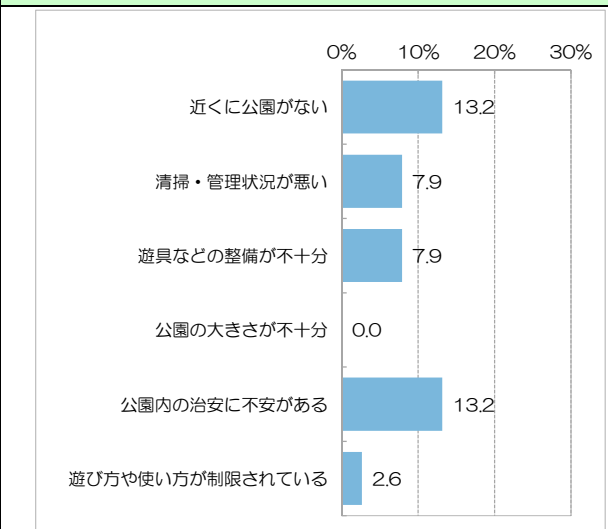
綾北地域



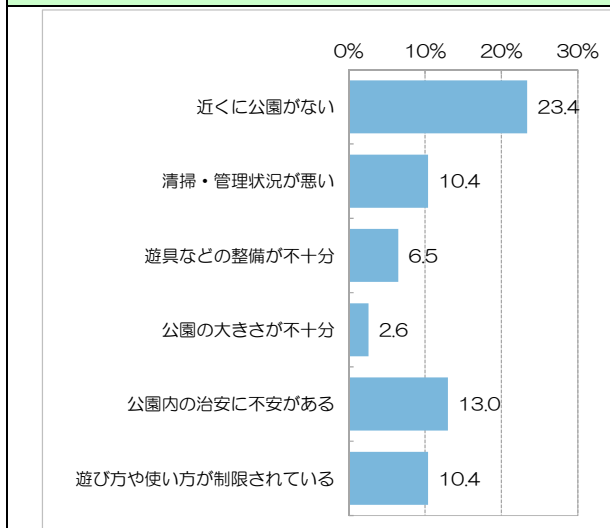
寺尾地域



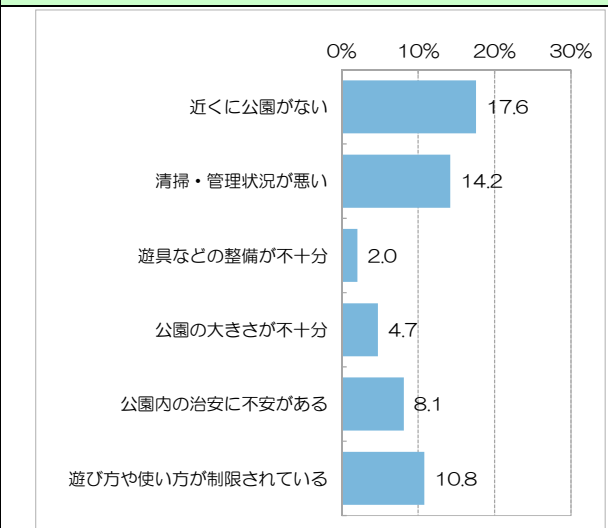
早園地域



綾西地域



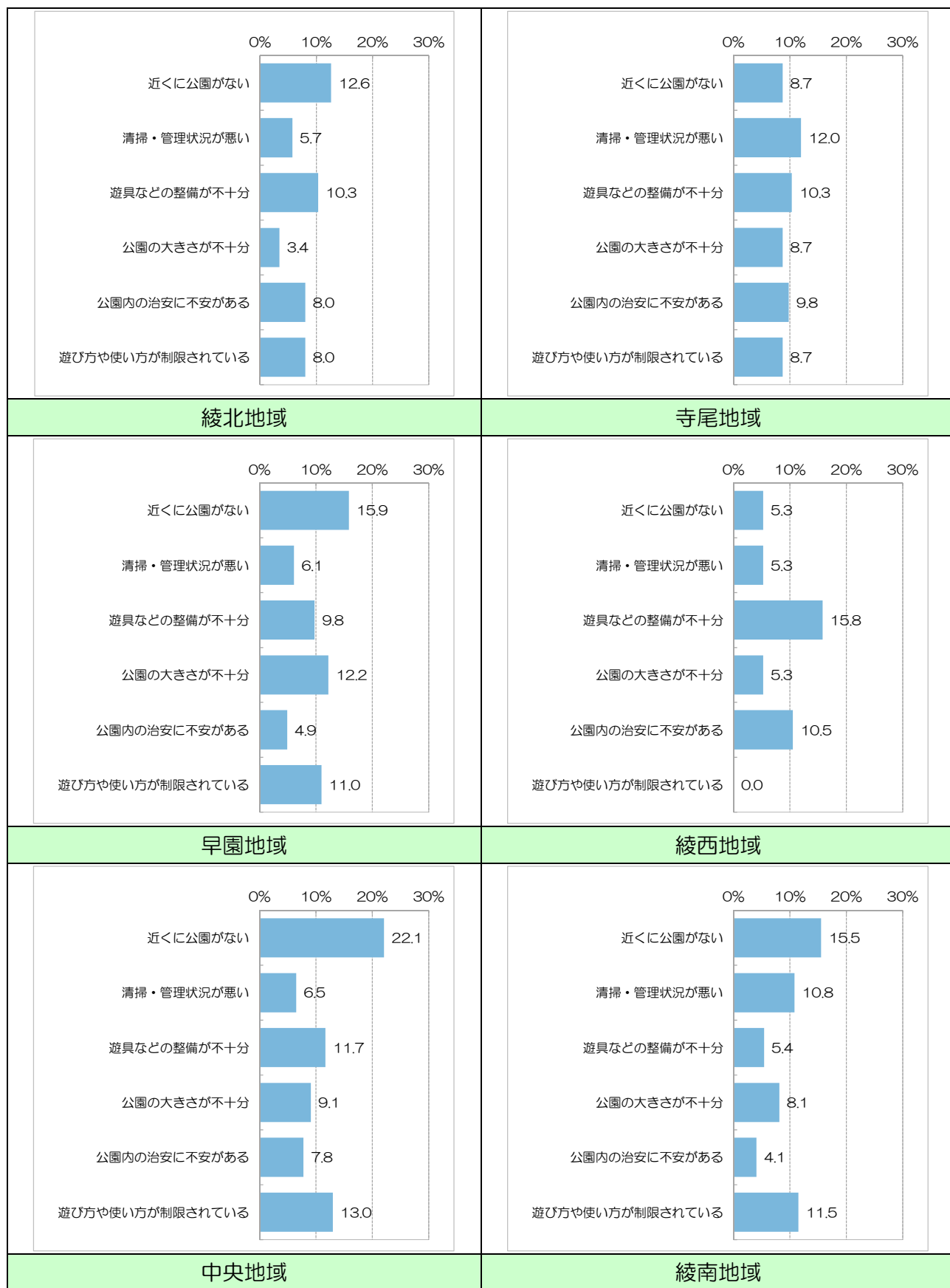
中央地域



綾南地域

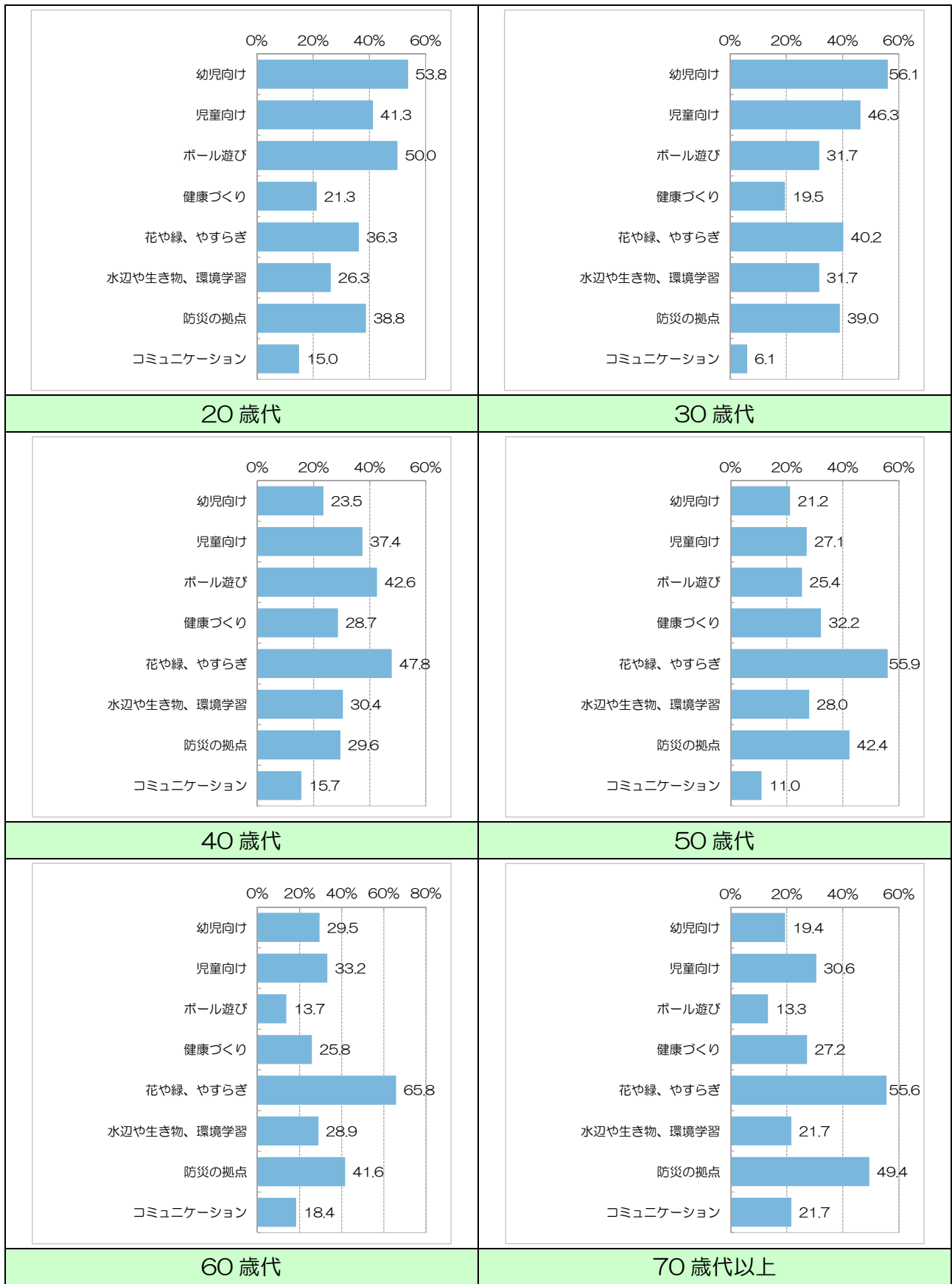
問 公園利用の不満について（追加）【①の公園：地域別クロス集計】

※「①の公園」：市を代表する比較的面積の広い公園（地区公園、近隣公園など）

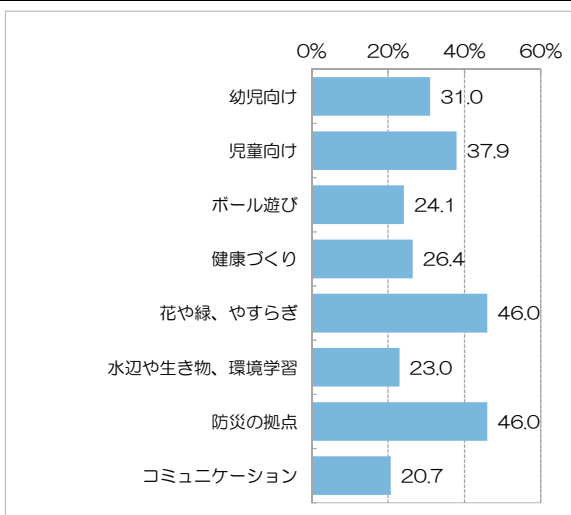


問 公園利用の不満について（追加）【②の公園：地域別クロス集計】

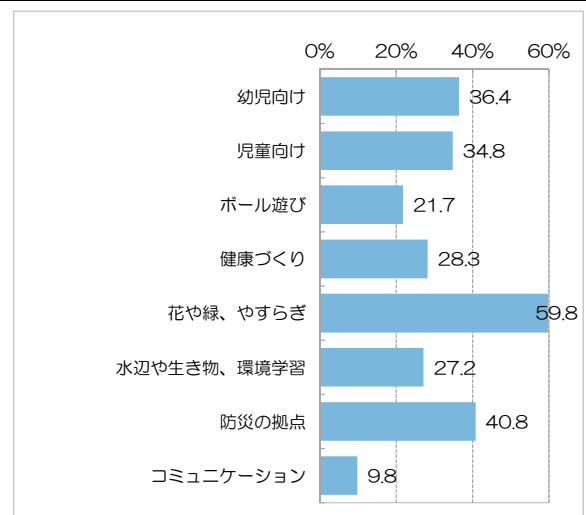
※「②の公園」：家から近い比較的面積の小さな公園(街区公園)



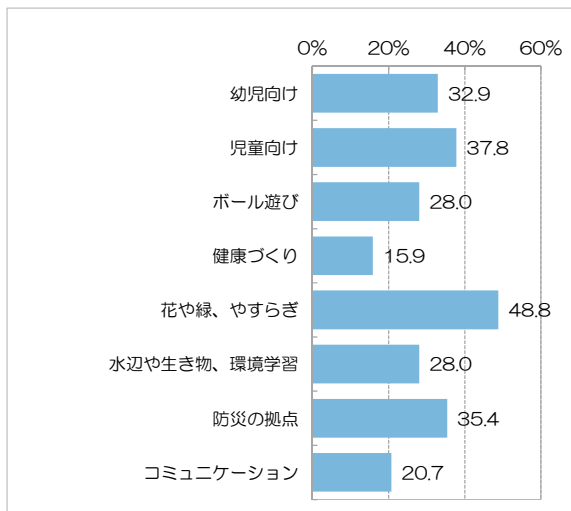
問 市内に増えるとよい公園について（追加）【年代別クロス集計】



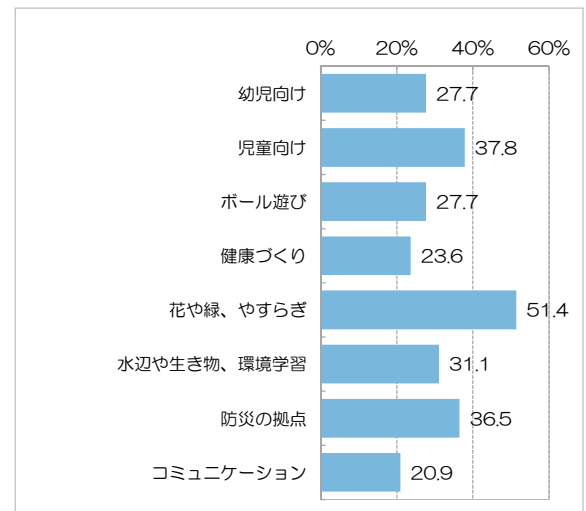
綾北地域



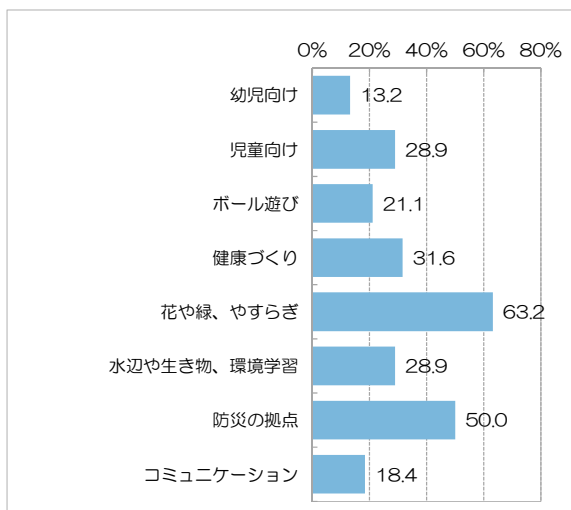
寺尾地域



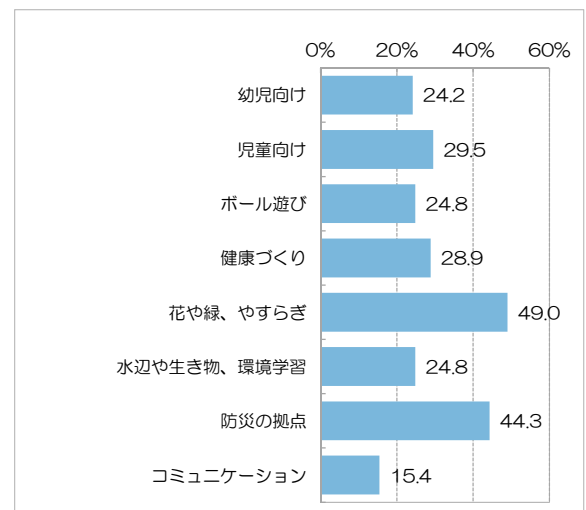
早園地域



綾西地域



中央地域



綾南地域

問 市内に増えるとよい公園について（追加）【地域別クロス集計】

資料4 用語集

文字	掲載ページ	用語	説明
P	P31	PFI事業	<p>PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく手続きで行われます。</p>
	P114	PDCAサイクル	<p>Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のための体系的考え方です。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単にPDCAという場合もあります。</p> <p>計画を作成（Plan）し、その計画を実行（Do）し、結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）し、さらに元の計画に反映させていくサイクルで、継続的に品質の維持・向上や環境の改善を図ろうとするものです。</p> <p>この考え方は、ISO9000やISO14000のマネジメントシステムのほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用されています。</p>
あ	P2	綾瀬市総合計画2030	<p>「新時代 あやせプラン21」の計画期間が令和2年度で終了することに伴い、人口減少・少子高齢化社会の中で持続的に成長・発展を続けるまちづくりを進めるための総合計画として令和3年3月に新たに策定されました。</p> <p>基本方針に「育てる」「稼ぐ」「支える」をあげ、市の魅力を育み、支え合いによる地域福祉の実現や地域活性化、次世代に引き継げるまちづくり、定住促進、生産年齢人口の補完、歳入増加・歳出抑制への効果的な投資につながるまちづくりを今後10年で進めていきます。</p>
	P2	あやせ都市マスタープラン	<p>あやせ都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて定められる法定計画であり、都市の将来像と都市整備の目標を明確化し、諸施策を総合的・体系的に展開していくために策定されています。</p> <p>社会情勢の変化等に対応するため、令和3年3月に改定されました。</p>
	P77	綾瀬市みどりのまちづくり基金	<p>綾瀬市と市民が一体となって推進するみどり豊かなまちづくりに係る事業及び緑地を保全する経費に充てるため、昭和63年に綾瀬市みどりのまちづくり基金が設置されました。行政と市民が一体となって緑豊かなまちづくりを目指し、緑地の</p>

			保全や、公園を作ることなどに活用されています。
	P60	アダプト制度	市民が道路や公園などの公共の場所をわが子にみたてて掃除などを行い、美化する活動のことで。綾瀬市では、身近にある道路、水路、河川、公園、緑地などを自主的に美しくきれいにする活動を行う方を支援するため、「綾瀬市公共用地美化活動支援事業」を実施しています。
い	P75	生垣助成金	街並みの美観形成や、災害に強いまちづくりのため、新たに生垣を設置する方を対象に、生垣の設置にかかる費用の一部を助成し、緑の街づくりをすすめるものです。
う	P16	運動公園	市全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置することとされています。
え	P24	延焼遮断帯	災害時に延焼を防ぐために設けられる、道路、河川、公園、植栽帯等の施設とそれらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物等により構築される帯状の不燃空間をいいます。
	P51	エコロジカルネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークを指す用語です。生態系ネットワークと呼ばれることもあります。
お	P2	オープンスペース	都市内で建造物の建っていない公園や空き地、農地、森林、河川敷など土地や空間のことをいいます。その開放性、植生や水面などにより、環境の質の向上、住民のレクリエーションの場、火災延焼防止、災害時での避難場所などとして重要な役割を果たしています。
	P32	屋上緑化	建物の断熱性や景観の向上などのために、屋根や屋上に植物を植え緑化することをいいます。
か	P3	神奈川みどり計画	県域全体を対象として、都市公園や自然公園、自然環境保全地域などの法による土地利用規制の方針や、道路、河川、公共施設などの緑化事業計画を体系的に推進しようとする計画です。「かながわ新みどり計画」「神奈川県広域緑地計画」「かながわ森林づくり計画」の3つ計画を統合して策定されました。
	P4	かながわ都市マスタープラン	2025年を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けた都市づくりの基本方向を示し、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。関連して、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラ

			ン)、地域レベルの方針を示した「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」、「かながわ都市マスタープラン・津波対策編」が策定されています。昭和61年の策定以来、社会情勢の変化に対応して4回の見直しが行われています。
	P14	環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響のことで、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいいます。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。
	P15	街区公園	街区の住民を対象とする公園で、公園から半径約250mの範囲内で1箇所あたり面積が0.25haを標準として配置されます。
	P18	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地です。公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置されます。
き	P16	近隣公園	公園から半径約500m以内の近隣の住民を対象とする公園です。休養・散策等の利用ができる施設が配置されます。1箇所あたり面積2haを標準として配置されます。
く	P41	グリーンバンク制度	グリーンバンク（緑の銀行）制度は、市内の緑を守り育てるため、樹木を譲りたい人と、樹木を引き取りたい人が、市のあっせんで直接話し合っで樹木を譲ったり、引き取ることができる制度です。方法として、譲りたい樹木を台帳等に登録し、それを見た樹木を引き取りたい人が引き取る、あるいは樹木管理機関が樹木を管理し、樹木を希望する人に譲渡するなど、様々な方法があります。
け	P3	景観緑三法	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせた呼称です。新たに制定された景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

こ	P31	公募設置管理制度 (Park PFI)	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、その施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法であり、略してP-PFIともいいます。
さ	P22	里山	集落の近くにあり、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所をいいます。
し	P5	施設緑地	施設緑地は緑地の概念の一つで、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地に分かれます。 都市公園は都市公園で規定されている緑地です。 公共施設緑地は、都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設で、歩行者専用道路、河川緑地、児童遊園、公共団体が設置している運動場などがあげられます。 民間施設緑地は、市民緑地、民間団体が設置している市民農園、民間の屋上緑化空間等があります。
	P17	親水公園	都市部に住む人々が、都市化により河川や水辺から離れた住環境の中で、河川や海浜など水辺の地形を利用して作られた、水と親しむことができる公園です。機能として、水遊びやボートが楽しめるレクリエーション機能、憩いの場となる公園的機能の他、景観形成、生物育成機能、防災機能などがあります。
	P13	人工林	苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人が更新させた森林です。自然散布された種子や萌芽などにより更新した林は、間伐や枝打ちなどの人手が関わっても人工林とは呼ばず、天然林と称されます。スギ、ヒノキ、マツ類、カラマツなどが代表的な樹種です。
	P28	樹木管理助成金	緑地保全事業とは、良好な都市環境を守るため、緑地及び樹木を保全する市民に樹木管理のための助成金を交付する制度です。 樹木管理助成金は、保全緑地の指定及び保全樹木の指定を申請するときに使用します
	P40	親水護岸	護岸としての機能をもちつつ、人が水辺で楽しめるように配慮された護岸をいいます。
	P18	住区基幹公園	歩いて行ける範囲にある住民の安全、健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される公園をいいます。「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」に区分されます。

	P10	斜面緑地	まちなかから身近に眺望され、又はふかんされる台地又は丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の緑が連続して個性のかつ良好な自然環境を形成しているものをいいます。
す	P51	水源涵養機能	森林の土壌は降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、川の流量を安定させる機能をいいます。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。
せ	P5	生産緑地法	公共施設等の敷地として適している500m ² 以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を規制し、計画的に保全をしていくための制度です。所有者は固定資産税等で優遇措置が受けられます。
	P40	接道緑化	敷地のうち一般の交通の用に供されている道路に接している部分について、生垣、植栽帯、樹木、植栽スペースを設置して緑化をするもので、みどり豊かな美しい都市景観を創出し、災害に強い安全な生活環境を確保することを目的としたものです。
	P2	生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることをいいます。1992年にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）では、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されています。
	P94	生物多様性条約	希少種の保護を目的としたワシントン条約、水鳥の生息地として湿地を保護するラムサール条約を補完し、生物を包括的に保全する国際的な枠組として1992年に採択されました。この条約の目的は「生物の多様性の保全」、「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分」があります。先進国から開発途上国への資金的支援、技術協力の仕組みがあることが特長です。日本では、取り組みの例として里山の保全があります。里山に生息する生物や自然環境を保全するために国、県や各自治体が取組を行っています。
そ	P18	総合公園	市全域の人々が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置します。

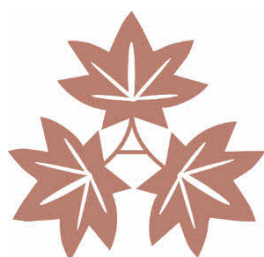
た	P2	第2次綾瀬市環境基本計画	「第2次綾瀬市環境基本計画」は「綾瀬市境基本条例」の基本理念を推進するために策定されたもので、「地球にやさしいまち綾瀬」を目指し、理想の綾瀬市の将来像を示し、その実現に向けた重点プランをもとに、市、事業者、市民が共同して推進していく計画です。
ち	P3	地球温暖化対策推進大綱	温室効果ガス排出量の6%削減を約束した京都議定書を受けて、緊急に推進すべき地球温暖化対策を「地球温暖化対策推進大綱」として国がまとめたものです。
	P5	地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地をいいます。
	P16	地区公園	公園から半径約1km程度の徒歩圏内に居住する人々を対象とする公園です。1箇所当たりの面積は4haを標準として配置します。
	P75	地区計画	その地域の実情に合った街づくりを実現するため、地域住民が意見を出し合い、それをもとに詳細な計画やルールを市町村が定め、良好な都市環境や生活空間の形成を図ることを目的としたものです。地区計画は、地区の将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを定める「地区整備計画」とからなります。
	P40	地区計画制度	都市計画制度の1つであり、地域の住民が考え、話し合い、それぞれの地域にあったルールを作り、より安全で住みやすい地域や美しい街並みをつくることを手助けする制度です。なお、地区計画では、敷地の広さ、建物の用途（住宅、工場、店舗等）、高さ、大きさや色、道路・公園の配置などを、地域の特性に応じて定めます。
て	P32	低炭素化	地球温暖化の原因物質と言われる二酸化炭素の排出を低減することをいいます。
と	P16	特殊公園	風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園など特定の目的を持った公園をいいます。
	P31	特定生産緑地	特定生産緑地制度（生産緑地の指定から30年を経過した後も税制優遇を10年ごとに延長する制度）において、その指定を受けた緑地をいいます。所有者は生産緑地の指定を受けてから30年を経過して以降、自治体に買い取り申し出をするかを選ぶことができます。市が買い取る場合（生産緑地の指定解除）と、買い取らない場合とで、税制面の優遇や、規制等が変更されます。指定を受けると、生産緑地と同様に農地として適正な管理や保全の義務がある他、固定資産税は農地課税

			となる、買い取り申し出は主たる従事者の死亡・故障に限る、相続税納税猶予の適用が可能となるなどの規定があります。
	P83	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。面積が10ha以上の場合は都道府県、指定都市が決定し、面積が10ha未満の場合は市町村が決定します。
	P18	都市基幹公園	都市基幹公園とは、都市公園の種類のうちの一つで、総合公園、運動公園を指します。
	P5	都市公園	都市公園とは、国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地です。
	P31	都市農地	都市農業とは、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」（都市農業振興基本法第2条）と定められ、都市住民の身近にある、生活と密接に関連している農業をいいます。産地と消費地が近く新鮮な農産物が供給できる地産地消のほか、農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など多様な役割を果たしています。
	P2	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律です。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。H29の一部改正で、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用が拡充され、公園内に保育所等の設置が可能になるなど、民間活力を最大限に活かす内容になりました。
	P51	ドリームプレイウッズ	竹林や小川などの自然環境を活用し、子ども達に自然体験の機会や自由な遊び場を提供することで、自主性・協調性・創造性を育むことを目的とした「冒険遊び場」です。この遊び場はボランティアの方々によって組織された「NPO法人ドリームプレイウッズ」が管理運営を行っています。キャンプ、もちつき大会など、季節のイベントも開催されています。
に	P13	二次林	伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林をいいます。溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が存在する場合には、初めからカンバ類やマツ類などの陽性の樹木が成長し、長い年月をかけ

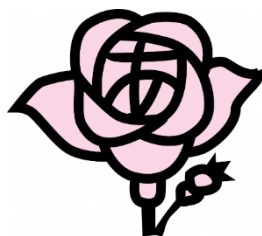
			て、やがて陰性の樹木に置き換わり安定した森林（極相）となります。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林をおもに二次林といいます。
の	P5	農業振興地域・農用地区域	農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定し、その中で今後おおむね10年以上にわたり農地としての利用を確保し農業振興を図っていくとする優良農地について、「農用地等」として指定された「農用地等」をいいます。
ひ	P3	ヒートアイランド対策大綱	ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体的な対策を体系的に取りまとめたものです。
	P14	ヒートアイランド現象	ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象とは、人間活動が原因で都市の気温が周囲より高くなることをいいます。地図上に等温線を描くと、高温域が都市を中心に島状に分布することから、このように呼ばれます。都市の気温上昇に伴って、生活上の不快や熱中症等の健康被害の拡大、生態系の変化等が懸念されています。ヒートアイランドの主な原因としては、人工排熱、地表面の人工被覆、及び都市密度の高度化が挙げられます。
へ	P40	壁面緑化	建物の断熱性や景観の向上などのために、建物の外壁を緑化することをいいます。
ほ	P80	ポケットパーク	都市環境の改善を目的に都市部の中高層市街地の一角や密集住宅市街地の中など、わずかなスペースを利用して設けられる小公園をいいます。
み	P3	緑の回廊構想	都市において顕在化している都市環境問題の解決に資するよう、都市防災、都市熱環境、都市景観等に対し、緑の持つ主な機能をふまえ、主に河川、道路、公園などの都市施設や地域制緑地などの公的な緑を対象に、事業間連携を図ることで緑の回廊が形成されるよう基本的な考え方等を整理した「ガイドライン」として神奈川県が策定した構想です。
	P20	緑のカーテン	アサガオやゴーヤ、ヘチマのようなツルが何かに巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて、緑化を行うものです。条件により異なりますが、日射を遮り室内の温度を2℃程度低減し、都市の省電力化に資するほか、風通しがよく目隠しともなるため、窓を開けて室内の快適性を向上させることも期待できます。

り	P40	緑化地域制度	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
	P13	緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹幹など緑で地上が覆われた面積が占める割合をいいます。水面や広場は含まれない純粋な植物の緑が対象で、一般的には航空写真や衛星等により地上を撮影し、率を測定します。
	P5	緑地協定	都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度です。
	P28	緑地保全指定	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。指定の要件は次のいずれかになります。 <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの
	P5	緑地保全地域	緑地保全地域制度の指定をされた地域をいいます。この制度は、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。指定要件は、①無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ②地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの、のいずれかです。土地所有者が指定を受けるメリットとして、管理負担の軽減、自然との触れ合いの場として活用を図ることができることが挙げられます。同時に、建築物等の増改築、宅地の造成、土地の採掘や開墾等で都道府県知事への届け出が必要になります。
	P16	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地です。幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置しています。都市公園法で定義された都市公園のうちの1つです。

ろ	P10	ローム層	<p>ローム層は、第四紀（今から約180～160万年から現在までの地質年代）の火山活動に由来している火山灰起源の赤土の総称です。関東地方に広く分布しており、関東ローム層が有名です。南関東では、立川ローム、武蔵野ローム、下末吉ローム、多摩ロームといったように区分されています。このうち立川ローム、武蔵野ロームは新期ローム層と呼ばれ、富士山や箱根の火山活動で生じた火山灰が風化して形成されたものです。このうち、立川ロームは30,000年以降に形成されたもので、その上面は今から約12,000年前から15,000年前となります。赤土という通称は、火山灰の中に含まれる鉄が酸化して赤っぽい色をしているためです。</p>
---	-----	------	---



市の木「やまもみじ」
昭和49年12月1日制定



市の花「ばら」
昭和49年12月1日制定



市の鳥「カワセミ」
平成14年7月7日制定

綾瀬市緑の基本計画【中間見直し】

令和3年3月改定

編集・発行：綾瀬市都市部みどり公園課

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111（代表）

ホームページ

<http://www.city.ayase.kanagawa.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用